

国民健康保険税の「税率」・「納付方法」・「納期」が変わります！

納付書は「世帯主」のお名前で送付されます

国民健康保険税は、税法上、「世帯主を納税義務者として課税する」となっています。そのため、世帯主の方が「75歳以上で、後期高齢者医療制度へ移行されている世帯」についても、納税通知書は、世帯主名で記載しています。

今回お支払い（納付）いただく国民健康保険税額は、74歳までの国民健康保険の加入者（被保険者）のみで算出しており、75歳以上の方は計算から除いています。

今年度からの主な改正点

① 75歳以上の方全員が移行した新しい医療保険制度『後期高齢者医療制度』の運営に必要な費用を補うため、新たに「後期高齢者支援金分」が加わりました

平成19年度まで、

- ・医療給付費分
- ・介護納付金分（40歳～64歳）

（改正後）

平成20年度から

- ・医療給付費分
- ・**後期高齢者支援金分**
- ・介護納付金分（40歳～64歳）

平成20年度から納付していただく金額は、「医療給付費分」と「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分（40歳～64歳）」を合計した額になります。

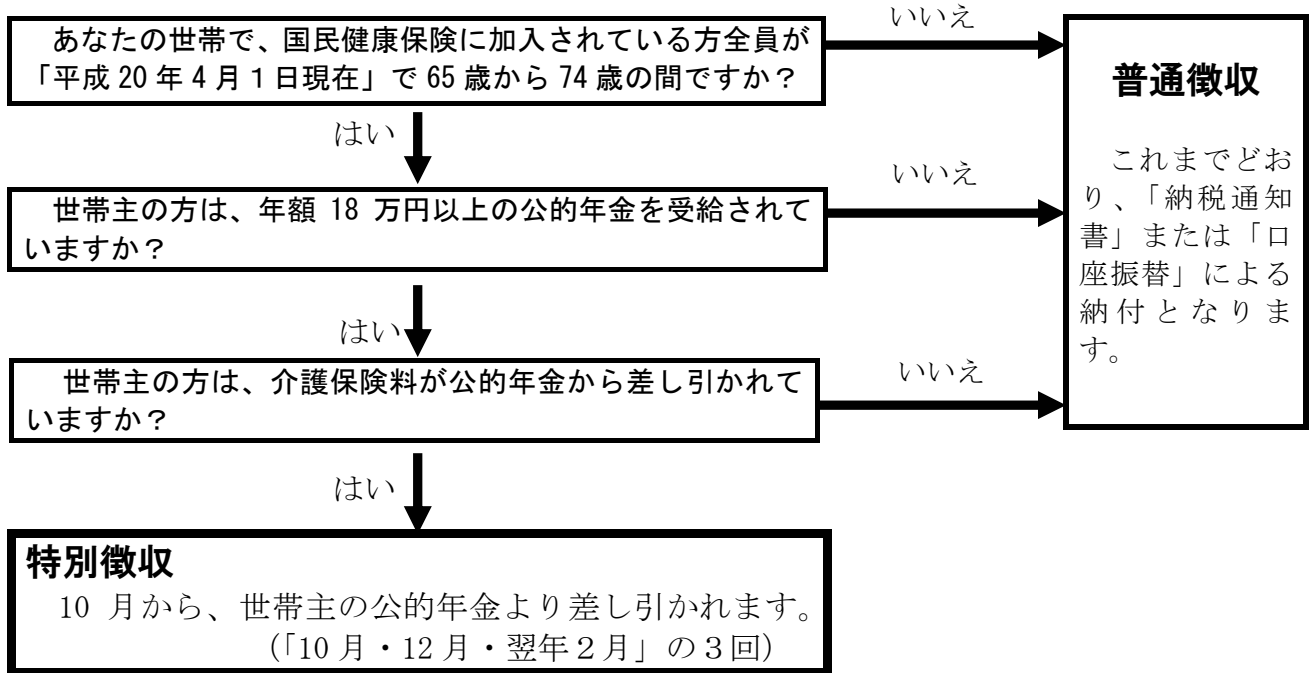
② 国民健康保険税の「税率」および「限度額」を改正しました

平成20年度から、下記のとおり、改正された税率、限度額が適用されます。

		（改正前）	（改正後）
医療給付費分	所得割	12.5%	7.5%
	資産割	70.0%	60.0%
	均等割	26,000円	24,000円
	平等割	42,000円	38,000円
	賦課限度額	530,000円	470,000円
後期高齢者支援金分	所得割	—	1.8%
	資産割	—	19.0%
	均等割	—	7,500円
	平等割	—	6,300円
	賦課限度額	—	120,000円
介護納付金分	所得割	1.5%	1.4%
	資産割	11.8%	13.0%
	均等割	6,500円	9,400円
	平等割	6,800円	6,000円
	賦課限度額	80,000円	90,000円

③ 国民健康保険税の公的年金からの差し引きが始まります

10月から、次の条件を満たす世帯は、原則として国民健康保険税を世帯主の方が受給されている公的年金から差し引かれます。



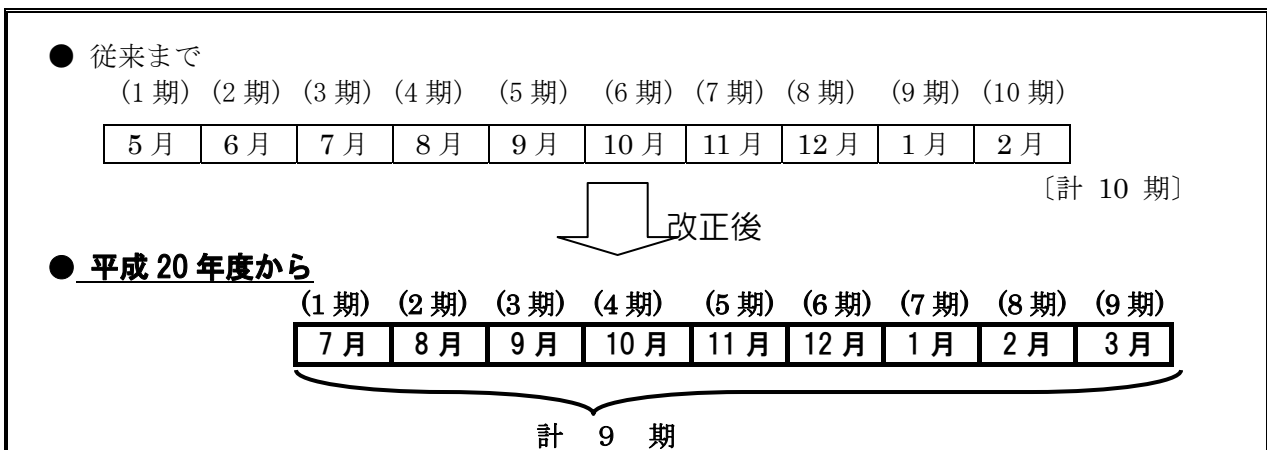
※ なお、今年度内に75歳になる方、および世帯の中に65歳になる方がいる場合等、上記条件を満たしていても、昨年同様、納付書による納付（普通徴収）となる世帯もあります。

「公的年金から差し引かれる」世帯の今年度の納付方法は、

- ① 「7月から9月まで」 ⇒ 本日送付しました納税通知書により納付
- ② 「10月から」 ⇒ 「10月」・「12月」・「翌年2月」の年金の支給月に、受給されている公的年金から差し引かれます。

今回、公的年金からの差し引き（特別徴収）の該当となる世帯は、本日送付しました納税通知書の2ページ目の下段「特別徴収」の欄に、差し引きされる税額を記載していますので、ご確認ください。

④ 普通徴収(納付書による納付)の納期が「7月～3月の9期」に変わりました



あなたの国民健康保険税は、
新しい税率により、下記の方法で計算されています。

平成20年度からの新しい区分や税率（税額）			
国民健康保険税	医療給付費分	所得割	7.5%
		資産割	60.0%
		均等割	24,000円
		平等割	38,000円
		賦課限度額	470,000円
	後期高齢者支援金分	所得割	1.8%
		資産割	19.0%
		均等割	7,500円
		平等割	6,300円
		賦課限度額	120,000円
	介護納付金分	所得割	1.4%
		資産割	13.0%
		均等割	9,400円
		平等割	6,000円
		賦課限度額	90,000円

(ア) 「40歳未満」および「65歳～74歳」の方

医療給付費分

所得割 ⇒ 『所得-33万円』 × 7.5%
 資産割 ⇒ 『固定資産税額』 × 60%
 均等割額 ⇒ 『加入者数』 × 24,000円
 平等割額 ⇒ 『1世帯』 38,000円
 合計 〇〇〇,〇〇〇円

※ 合計額が47万円を超えた場合は、47万円
 ※ 世帯の所得状況に応じて、軽減措置があります。

後期高齢者支援金分

所得割 ⇒ 『所得-33万円』 × 1.8%
 資産割 ⇒ 『固定資産税額』 × 19%
 均等割額 ⇒ 『加入者数』 × 7,500円
 平等割額 ⇒ 『1世帯』 6,300円
 合計 〇〇〇,〇〇〇円

※ 合計額が12万円を超えた場合は、12万円
 ※ 世帯の所得状況に応じて、軽減措置があります。

合計額が
国保健康保険税

(イ) 「40歳～64歳」の方

医療給付費分

所得割	⇒	『所得-33万円』	×	7.5%
資産割	⇒	『固定資産税額』	×	60%
均等割額	⇒	『加入者数』	×	24,000円
平等割額	⇒	『1世帯』		38,000円
合計				〇〇〇,〇〇〇円

- ※ 合計額が47万円を超えた場合は、47万円
- ※ 世帯の所得状況に応じて、軽減措置があります。

後期高齢者支援金分

所得割	⇒	『所得-33万円』	×	1.8%
資産割	⇒	『固定資産税額』	×	19%
均等割額	⇒	『加入者数』	×	7,500円
平等割額	⇒	『1世帯』		6,300円
合計				〇〇〇,〇〇〇円

- ※ 合計額が12万円を超えた場合は、12万円
- ※ 世帯の所得状況に応じて、軽減措置があります。

介護納付金分

所得割	⇒	『所得-33万円』	×	1.4%
資産割	⇒	『固定資産税額』	×	13%
均等割額	⇒	『加入者数』	×	9,400円
平等割額	⇒	『1世帯』		6,000円
合計				〇〇,〇〇〇円

- ※ 合計額が9万円を超えた場合は、9万円
- ※ 世帯の所得状況に応じて、軽減措置があります。

合計額が
国保健康保険税

※ (ア) 及び (イ) のどちらにも該当する世帯は、「医療給付費分」と「後期高齢者支援金分」について、どちらか一方の平等割額（1世帯で計算される額）を使って計算します。

◆ 世帯の方のうち、75歳以上で後期高齢者医療制度へ移行したことにより、国民健康保険の加入者が「1人になった世帯」については、平等割額が、5年間、半額になります。

その他、ご不明な点などがありましたら、税務課および住民福祉課（国民健康保険担当）まで、お問い合わせください。

積丹町税務課
（電話 0135-44-2111）